



許可番号 第 02813228992 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県三田市東本庄2224番地26

氏 名 株式会社ZEST  
代表取締役 上處 義隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和4年7月15日

許可の有効年月日 令和9年7月14日

### 1. 事業の範囲

(1)収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 8 種類

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)収集運搬業(積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 8 種類

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は

保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限

(1) 積替え・保管場所:兵庫県三田市東本庄字大歳谷2224番地26 外1筆

(2) 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類:廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 積替え・保管面積:44.79m<sup>2</sup>

(4) 積替え・保管上限:34.58m<sup>3</sup>

### 3. 許可の条件

(1) 積替え・保管の場所は、許可証記載の場所に限る。

(2) 当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年7月15日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

兵庫県指令神北(県)(4)第6-1-004号  
令和4年7月15日

住 所 兵庫県三田市東本庄2224番地26  
申 請 者 株式会社ZEST  
代表取締役 上處 義隆

令和4年4月5日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02813228992 号

事業の範囲

(1)収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 8 種類

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)収集運搬業(積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 8 種類

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限

(1) 積替え・保管場所:兵庫県三田市東本庄字大歳谷2224番地26 外1筆

(2) 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類:廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

上記の内、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物を含み、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 積替え・保管面積:44.79m<sup>2</sup>

(4) 積替え・保管上限:34.58m<sup>3</sup>

許可の条件

(1) 積替え・保管の場所は、許可証記載の場所に限る。

(2) 当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和9年7月14日

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。